

いたばしアクティブプラン 2030 の策定方針について【概要】

企画総務委員会資料
令和6年6月11日
総務部男女社会参画課

策定の趣旨と基本的な視点

「いたばしアクティブプラン 2025」(以下「アクティブプラン 2025」という。)の計画期間が令和7年度をもって満了するにあたり、男女平等参画や多様性尊重に関する現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後5年間の基本的方向性を示すとともに、取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、下記の基本的な視点のもと、新たな行動計画を策定する。

○基本的な視点

■男女平等参画基本条例の基本理念を根幹に据えつつ、ダイバーシティ&インクルージョンの視点を採り入れて、多様性尊重社会を推進する取組の更なる充実を図る。

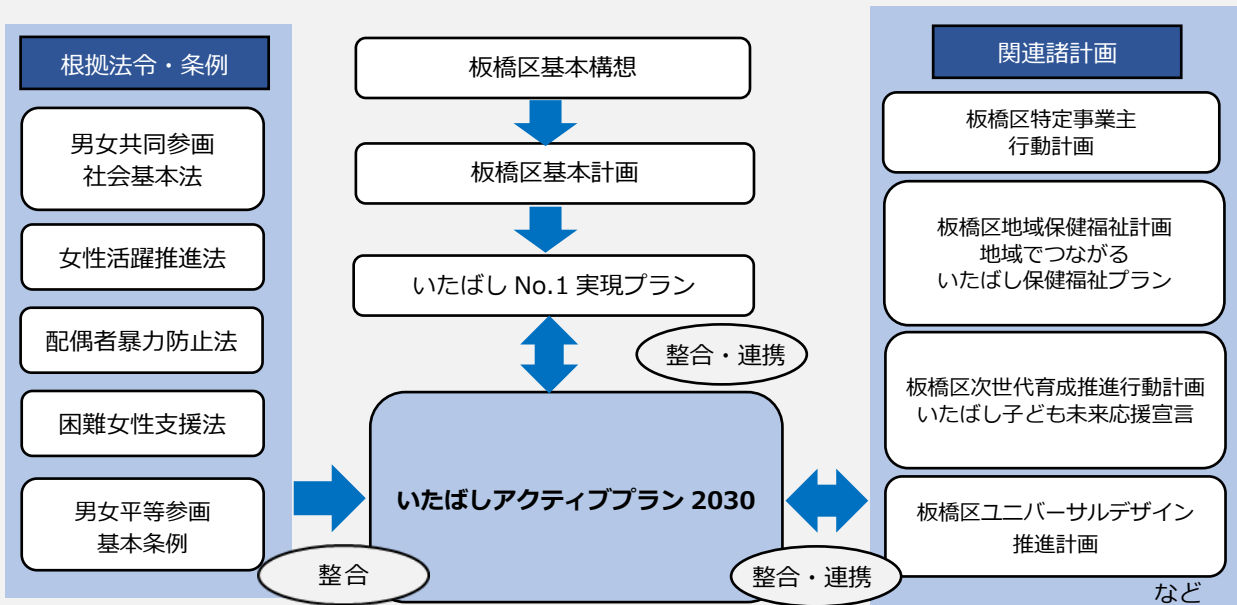
■現行計画期間中に男女平等推進センター総合相談でのウェブチャット相談、板橋区パートナーシップ宣誓制度等を開始した。これらの施策の理解、認知度が高まり、より広く活用されるよう積極的に周知するとともに、一層効果的な施策となるよう改善に努める。

■困難女性支援法の施行、配偶者暴力防止法の改正により、更に広範な支援を実現できるよう、今ある取組を最大限に活用しながら、新たな取組を検討し、これまで以上に庁内や関係機関との連携・協働を推進する。

■区民や区内事業所等に対する意識・実態調査の結果を活用して、社会情勢の変化に応じて対処すべき課題や、コロナ禍を経て変化した区民ニーズ等を的確に反映し、アクティブプラン 2025 の進捗状況も踏まえて適切な取組の見直しを行う。

計画の期間と位置づけ

○計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間



男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当すると同時に、男女平等基本条例に規定する「行動計画」として位置づけられる。
また、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」、配偶者暴力防止法、困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」を包含した計画として位置づけ、今後、同時期に策定される板橋区基本構想及び各関連計画との整合・連携を図る。

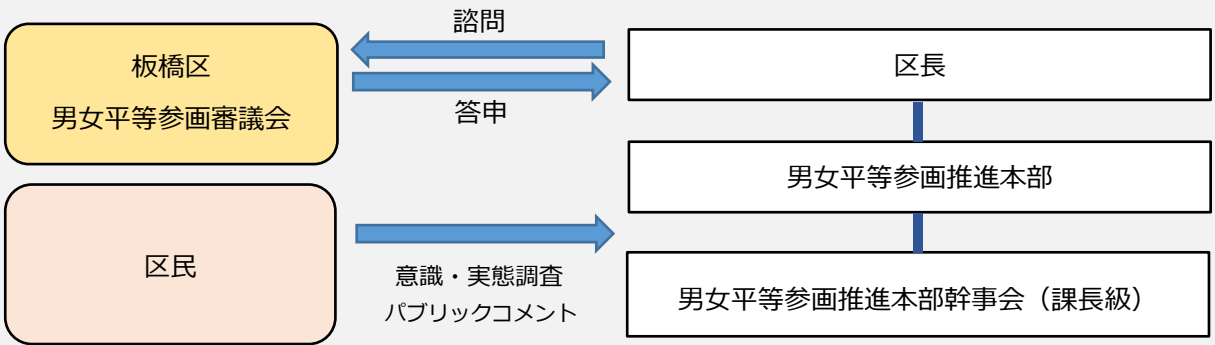
検討体制及び策定方法

○庁内検討組織

関係課長で構成する「男女平等参画推進本部幹事会」において、外部検討組織等の意見を踏まえたうえで検討を進め、区長を本部長とする「男女平等参画推進本部」(庁議)において決定する。

○外部検討組織

- ・学識経験者、関係団体の構成員、区民委員の15名以内で構成する「板橋区男女平等参画審議会」(以下「審議会」という。)に対して諮問を行い、答申を受けて、計画に反映させていく。
- ・アクティブプラン 2025 の5年間の実施結果に関する総括評価についても、併せて諮問を行い、答申を受ける。



○意識・実態調査概要

(1)調査対象

- ①満18歳以上の区民 2,000名(無作為抽出)
- ②区内の従業員5人以上の事業所 1,500社(無作為抽出)
- ③板橋区立中学校8年生全員 約3,000名

(2)調査期間

令和6年6月の3週間程度(予定)

(3)主な調査項目

女性活躍・女性の登用、固定的性別役割分担の意識と実態、ワーク・ライフ・バランス、配偶者等からの暴力、性の多様性など

○今後の主なスケジュール

令和6年	6月頃	意識・実態調査
	10月頃	審議会設置・委員委嘱(以降、月1回程度、全9回開催予定)
令和7年	7月頃	審議会答申
	9月頃	計画骨子案
	11月頃	計画素案
	12月頃	パブリックコメント
令和8年	1月頃	計画原案
	2月頃	計画策定

別紙

いたばしアクティブプラン 2030 の策定方針について

1 策定の趣旨

区では、「板橋区男女平等参画基本条例」（以下「男女平等基本条例」という。）に規定する5つの基本理念に基づき、令和3（2021）年3月に「いたばしアクティブプラン2025」（以下「アクティブプラン2025」という。）を策定し、男女平等参画社会及び多様性尊重社会の推進に取り組んできました。

アクティブプラン2025の計画期間が令和7（2025）年度をもって満了するにあたり、男女平等参画や多様性尊重に関する現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後5年間の基本的方向性を示すとともに、取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな行動計画を策定します。

2 基本的な視点

- ・男女平等基本条例の基本理念を根幹に据えつつ、ダイバーシティ&インクルージョンの視点を採り入れて、多様性尊重社会を推進する取組の更なる充実を図ります。
- ・令和4（2022）年7月に男女平等推進センター総合相談においてウェブチャット相談を開始し、誰もが気軽に相談できる体制を整えました。また、令和5（2023）年11月に「板橋区パートナーシップ宣誓制度」を施行し、地域の多様性理解の促進を進めてきたところです。これらの施策の理解、認知度が高まり、より広く活用されるよう積極的に周知するとともに、一層効果的な施策となるよう改善に努めます。
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）の施行、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正により、更に広範な支援を実現できるよう、今ある取組を最大限に活用しながら、新たな取組を検討し、これまで以上に庁内や関係機関との連携・協働を推進します。
- ・区民や区内事業所等に対する意識・実態調査の結果を活用して、社会情勢の変化に応じて対処すべき課題や、コロナ禍を経て変化した区民ニーズ等を的確に反映し、アクティブプラン2025の進捗状況も踏まえて適切な取組の見直しを行います。

3 計画期間

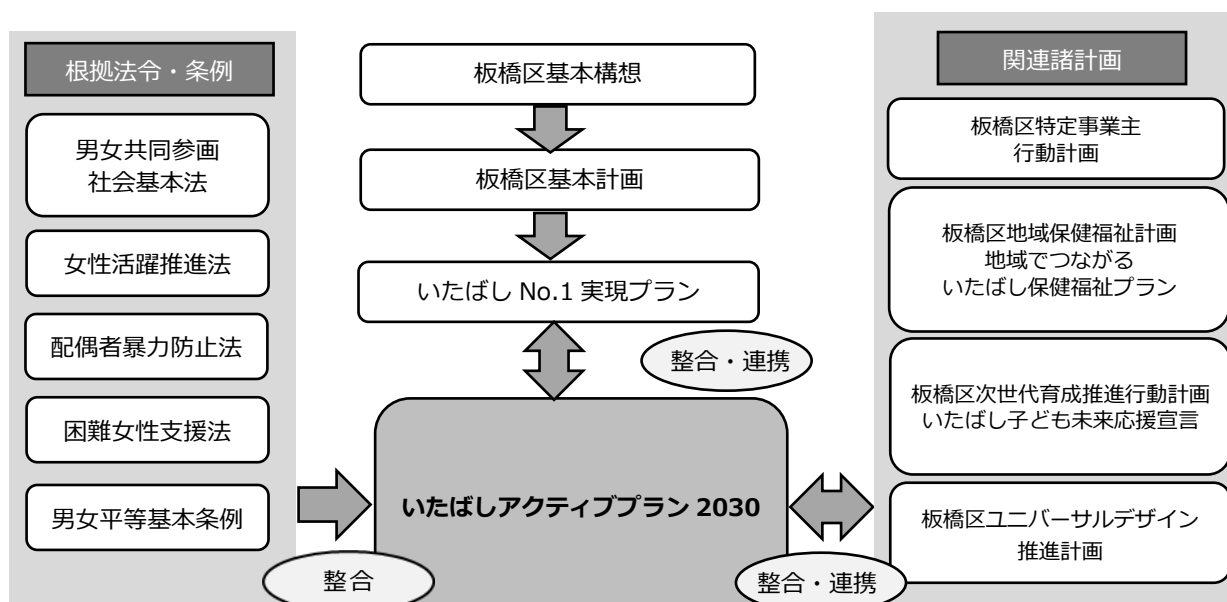
令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間

	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
年度別計画	計画の推進				
				意識・実態 調査の実施	総括評価、 次期行動 計画の策定

4 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、男女平等基本条例第 8 条第 1 項に規定する「行動計画」です。

また、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」、困難女性支援法第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」を包含した計画として位置づけ、今後、同時期に策定される板橋区基本構想及び各関連計画との整合・連携を図ります。



5 検討体制及び策定方法

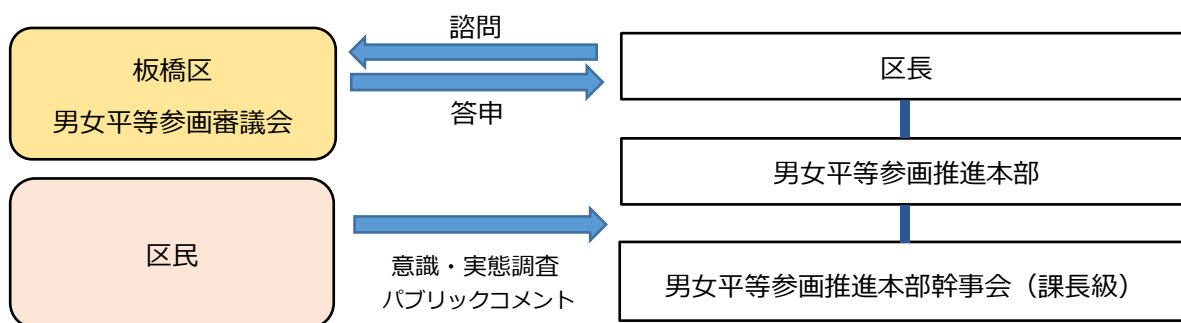
(1) 庁内検討組織

総務部長を幹事長とし、関係課長で構成する「男女平等参画推進本部幹事会」において、外部検討組織等の意見を踏まえたうえで検討を進め、区長を本部長とする「男女平等参画推進本部」（庁議）において決定します。

(2) 外部検討組織

学識経験者、関係団体の構成員、区民委員の 15 名以内で構成する「板橋区男女平等参画審議会」（以下「審議会」という。）に対して諮問を行い、答申を受けて、計画に反映させていきます。

なお、アクティブプラン 2025 の 5 年間の実施結果に関する総括評価についても、併せて諮問を行い、答申を受けます。



6 意識・実態調査概要

(1) 調査対象

- ① 満 18 歳以上の区民 2,000 名（無作為抽出）
- ② 区内の従業員 5 人以上の事業所 1,500 社（無作為抽出）
- ③ 板橋区立中学校 8 年生全員 約 3,000 名

(2) 調査期間

令和 6（2024）年 6 月の 3 週間程度（予定）

(3) 主な調査項目

女性活躍・女性の登用、固定的性別役割分担の意識と実態、ワーク・ライフ・バランス、配偶者等からの暴力、性の多様性など

7 策定スケジュール（予定）

年	月	計画工程	庁内会議	審議会	区議会
令和6	4	■調査票の作成（意識・実態調査）	■幹事会		
	5	■策定方針決定	■庁議（推進本部） ・策定方針		
	6	■意識・実態調査の実施			◇企画総務委員会 ・策定方針報告
	7				
	8	■分析（意識・実態調査）			
	9				
	10			■審議会 ・委嘱、諮問	
	11	■報告書完成（意識・実態調査）		■審議会 ・調査報告	
	12	■中間のまとめ (骨子案)作成	■幹事会 ■庁議（推進本部） ・調査報告		
令和7	1			■審議会 ・計画骨子検討	◇企画総務委員会 ・調査報告
	2			■審議会 ・計画骨子検討	
	3				
	4			■審議会 ・基本的な考え方検討	
	5			■審議会 ・総括評価検討	
	6			■審議会 ・答申案検討	
	7			■審議会 ・答申	
	8		■幹事会		
	9		■庁議（推進本部） ・骨子案、総括評価、 答申報告		◇企画総務委員会 ・骨子案、総括評価、 答申報告
	10		■素案作成	■幹事会	
	11		■庁議（推進本部） ・素案		
	12		■パブリックコメント募集	■審議会	◇企画総務委員会 ・素案報告
令和8	1	■原案作成	■幹事会 ■庁議（推進本部） ・原案		
	2	■最終決定			◇企画総務委員会 ・原案報告 ・策定
	3				

推進本部：男女平等参画推進本部 幹事会：男女平等参画推進本部幹事会 審議会：男女平等参画審議会